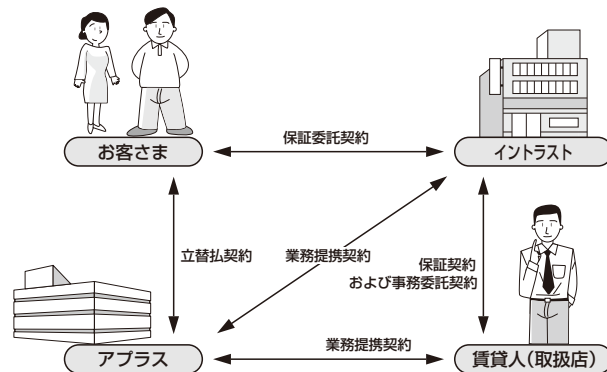


家賃サービス契約について

1. 契約内容を明らかにした書面をよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス契約について」と「アプラス家賃サービス申込書兼契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(取扱店)、家賃サービス(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 「家賃サービス契約について」と「アプラス家賃サービス申込書兼契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. アプラス家賃サービス契約のしくみ



※アプラスは、イントラストと事務委託契約を締結した賃貸人の依頼に基づきイントラストに立替払いを行います。

- お客さまがイントラスト保証委託契約を利用して賃貸借契約を締結された場合、賃貸借費用等および月次事務手数料・初回保証料・更新保証はアプラスがお客さまに代わって立替払いいたします。お客さまは賃貸借費用等および月額保証料をアプラスの口座振替のしくみを利用して、アプラスにお支払いいただくこととなります。
- つまり、お客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約を結ぶとともにイントラストと保証委託契約を結ぶことになります。
- アプラス家賃サービス契約に関して、お客さまの個人情報が個人信用情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。

3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。
(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新される時は…

- 賃貸借契約の期間満了後も引き続きお住まいになる場合は、賃貸人(取扱店)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(取扱店)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)される時は…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡される時は、明渡し予定日を賃貸人(取扱店)にご連絡ください。

ご 注 意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がございませう。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましよう。

お 願 い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…

アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…

アプラス

家賃サービスに関するお問合わせ先

- 家賃サービス係 ☎ 0570-064-263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

